

総務常任委員会

平成28年3月17日（木曜日）

総 務 常 任 委 員 会

平成28年3月17日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成28年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 7 号 平成28年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について
- 議案第 9 号 平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第11号 旭市行政不服審査会条例の制定について
- 議案第12号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第13号 旭市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 議案第14号 総合病院国保旭中央病院の地方独立行政法人移行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第15号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院への職員の引継ぎに関する条例の制定について
- 議案第16号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院に係る重要な財産を定める条例の制定について
- 議案第17号 旭市病院事業債管理特別会計条例の制定について
- 議案第19号 旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 旭市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

議案第 26 号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第 5 項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 27 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 28 号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 29 号 旭市証人等に対する費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 30 号 旭市東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 31 号 旭市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 36 号 旭市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 39 号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 40 号 旭市総合計画審議会条例を廃止する条例の制定について

議案第 43 号 専決処分の承認について

議案第 45 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

出席委員（7 名）

委員長	伊藤保	副委員長	米本弥一郎
委員	平野忠作	委員	島田和雄
委員	太田将範	委員	有田恵子
委員	高橋秀典		

欠席委員（なし）

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（26 名）

副市長	加瀬 寿一
行政改革推進課長	佐藤 一則
企画政策課長	横山 秀喜
税務課長	林 利夫
会計管理者	高木 松夫
病院事務部長	飯塚 正志
監査委員局長	田杭 平三

秘書広報課長	飯島 茂
総務課長	加瀬 正彦
財政課長	林 清明
市民生活課長	大木 廣巳
消防長	品村 順一
病院経理課長	土師 学
その他担当職員	13名

事務局職員出席者

事務局長	阿曾 博通
副主幹	榎澤 茂

事務局次長	高安 一範
-------	-------

開会 午前10時 0分

○委員長（伊藤 保） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

本日は天候もよく、春らしき陽気になってきました。しかし、寒暖の差が激しいゆえ、お体には十分気を付けていただきたいと思います。

ここで、委員会を開催する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬寿一） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

先日の東日本大震災5周年追悼式には、委員皆様ご参列いただき大変ありがとうございました。この場をおかりして、改めて御礼申し上げます。

当日は、ご来賓の国会議員をはじめ240名の参加をいただきまして、犠牲となられた方々のご冥福をお祈りしたところであります。そして、さらなる復興をと再認識、強く念じたところであります。今後も災害に強い地域づくりをさらに進めてまいりますので、皆様にはご理解、ご協力、ご支援をお願いいたします。

さて、本日の委員会でございますが、本日の委員会に審査をお願いいたします議案は全部で28議案ございます。

その内訳ですが、まず予算関係で、議案第1号、平成28年度旭市一般会計予算の議決についてのうち所管事項、議案第7号、平成28年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について。それと、議案第9号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項。この3議案でございます。

条例の新規制定としまして、議案第11号、旭市行政不服審査会条例、議案第12号、行政不

服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、議案第13号、旭市職員の退職管理に関する条例、議案第14号、総合病院国保旭中央病院の地方独立行政法人移行に伴う関係条例の整備に関する条例、議案第15号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院への職員の引継ぎに関する条例、議案第16号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院に係る重要な財産を定める条例、議案第17号、旭市病院事業債管理特別会計条例の、この7議案が新規制定する条例でございます。

また、条例の一部改正としましては、議案第19号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号、旭市情報公開条例の一部を改正する条例、議案第21号、旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例、議案第22号、旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例、議案第23号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、議案第24号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例、議案第25号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第26号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例、議案第27号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、議案第28号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第29号、旭市証人等に対する費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第30号、旭市東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例、議案第31号、旭市税条例の一部を改正する条例、議案第36号、旭市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例、議案第39号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例、15議案ございまして、これが一部改正でございます。

さらに、条例の廃止議案、1議案ございます。議案第40号の旭市総合計画審議会条例を廃止する条例の制定について。

このほか、議案第43号の専決処分の承認についてと、もう1議案、議案第45号、和解及び損害賠償の額を定めることについての、この2議案がございます。

以上で28議案となります。

大変今回議案が多くなっております。執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔、明瞭に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決、承認くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（伊藤 保） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る３月４日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第１号、平成28年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第７号、平成28年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、議案第９号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決について、議案第11号、旭市行政不服審査会条例の制定について、議案第12号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第13号、旭市職員の退職管理に関する条例の制定について、議案第14号、総合病院国保旭中央病院の地方独立行政法人移行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第15号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院への職員の引継ぎに関する条例の制定について、議案第16号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院に係る重要な財産を定める条例の制定について、議案第17号、旭市病院事業債管理特別会計条例の制定について、議案第19号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号、旭市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号、旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号、旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第５項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第28号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号、旭市証人等に対する費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号、旭市東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、議

案第36号、旭市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について、議案第39号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、議案第40号、旭市総合計画審議会条例を廃止する条例の制定について、議案第43号、専決処分の承認について、議案第45号、和解及び損害賠償の額を定めることについての28議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 議案第1号、平成28年度旭市一般会計予算の議決につきましては、既に過日の全員協議会におきまして、予算の概要を説明申し上げたところでございます。

また、本会議の中でも補足説明を申し上げ、質疑をいただいたところでありますが、さらに何点かに絞りまして所管課から補足説明をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、総務課から人件費の関係で補足説明申し上げます。

予算書の292ページをお開き願います。

給与費明細書の一般職分です。まず上段の（１）、よろしいでしょうか。

○委員長（伊藤 保） よろしいですか。座っていただいて結構です。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、座って説明させていただきます。

給与費明細書の一般職分ということで、上段の（１）総括の職員数本年度663人は、平成28年1月1日現在の各課に配置している職員数を基本に、退職者、採用者及び会計間の異動等を考慮して、28年度の配置予定者数を計上したものであります。前年度と比較しまして6人の減となっております。

給与費のうち給料は、本年度の予算額が24億3,726万円で、前年度と比較して2,528万3,000円の減となっています。これは、主に職員数の減、新陳代謝によるものであります。職員手当につきましては、下段に内訳がございます。

まず扶養手当です。手当の内容は、配偶者の扶養手当が月額1万3,000円、子ども等の扶養手当が1人6,500円です。前年度と同額であります。

次に、住居手当です。手当の内容は、借家の家賃に応じて計算いたしまして、支給限度額は2万7,000円となっています。

次に、通勤手当です。内容は、自動車通勤の場合は片道2キロメートル以上のものについて、距離数に応じて支給いたします。電車等の公共交通機関利用の場合は、定期券等の運賃

相当額を支給いたします。前年度と比較して、マイナス24万8,000円となっております。職員数の減によるものであります。

次の特殊勤務手当は、主に消防職員の火災出動等の手当で、金額は1回200円から500円を支給するもので、昨年と同額であります。

次の時間外勤務手当は、平日の午後10時までは1時間当たりの時間単価に100分の125を乗じて得た額、週休日の午後10時までは100分の135を乗じて得た額、10時から翌朝の午前5時までは、さらにそれぞれ100分の25を加算した額等を支給するものでございます。200万円の増となっております。これは保育所の保育標準時間の拡大11時間ということで対応するために、時差出勤で対応できない部分として200万円増となっているものであります。

次の宿日直手当は、休日に日直業務をした者に支給するもので、1回4,200円を支給します。前年度とほぼ同額ですが、これは山の日という祝日が追加されましたので、その分が増えていると思います。

管理職員特別勤務手当及び下段の休日勤務手当については、前年度と同額です。手当の内容は、管理職員特別勤務手当は、管理職の職員が緊急のため休日や平日の深夜に勤務した場合に6,000円から1万2,000円の範囲で支給するもので、実際には手当に代えまして代休で処理するというので、支給実績はほぼありません。

次に、下段に移りまして、休日勤務手当は休日に勤務した場合に、1時間当たりの時間単価に100分の135を乗じて得た額を支給するものであります。

次の管理職手当は、定額になっています。管理職の職務に応じ月2万7,800円から4万4,300円までの支給をするということになっています。前年度と比較して101万5,000円の減額は、管理職人数の減によるものであります。

続いて、期末手当と勤勉手当です。

期末手当の支給率は、6月が1.225月、12月が1.375月、勤勉手当は6月も12月も0.80月で、合計で年間の支給率は4.2月分となります。前年度と比較して、期末手当は642万4,000円の減で、職員数の減や新陳代謝によるものであります。勤勉手当の1,719万2,000円の増は、支給月数の増によるものであります。

次の児童手当は、中学校修了前までの子どもを養育している職員に支給されるものです。3歳未満の子どもにつきましては、月額1人1万5,000円、3歳から12歳までの子どもにつきましては、第1子と第2子は1人1万円、第3子以降は1人1万5,000円、中学生については1人1万円支給されるものであります。前年度と比較して、64万円の増となっております。

す。

夜間勤務手当は、前年度と同額で、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給されるもので、1時間当たりの単価に100分の25を乗じた額を支給しており、対象は、主に消防職員となります。

以上で、人件費に係る補足説明を終了いたします。

○委員長（伊藤 保） ありがとうございます。

税務課長。

○税務課長（林 利夫） それでは、税務課から市税について補足説明を申し上げます。

予算書の11ページをお願いします。

1款市税です。平成28年度の市税の合計額は71億1,428万8,000円で、前年度比1億1,129万8,000円、1.6%の増を見込んでおります。

内訳としましては、現年度分が69億4,369万円、滞納繰越分が1億7,059万8,000円を見込んでおります。

続きまして、主な税目についてご説明いたします。13ページをお願いいたします。

1項1目個人市民税は28億7,403万9,000円で、前年度比4,664万9,000円、1.6%の増を見込んでおります。現年課税の収納率については97.0%で、前年度比0.78ポイントの増を見込んだものでございます。

○委員長（伊藤 保） 税務課長、長いようでしたら座って結構です。

○税務課長（林 利夫） では失礼します。

1項2目法人市民税は4億2,572万5,000円で、前年度比581万円、1.3%の減を見込んでおります。現年課税の収納率については99.45%で、前年度比0.02ポイントの増としましたが、法人分については、税制改正に伴う税率の引き下げにより減収を見込みました。

次に、下のほうになりますが、2項1目固定資産税は28億3,448万7,000円で、前年度比5,185万3,000円、1.9%の増を見込んでおります。現年課税の収納率につきましては96.85%で、前年度比0.10ポイントの増を見込んだものでございます。

土地につきましては、時点修正等により宅地価格は平均0.3%下落しておりますけれども、宅地及びその他への地目変動が大きく、税額は微増となる見込みでございます。

家屋につきましては、新築家屋の増加分を見込みました。償却資産につきましては、太陽光パネルの設備投資は鈍化しているものの、その影響について増加を見込みました。

続きまして、14ページをお願いいたします。

3項1目軽自動車税は1億6,868万7,000円で、前年度比1,569万3,000円、10.3%の増を見込んでおります。現年課税の収納率については95.75%で、前年度比0.04ポイントの増を見込んでいます。

軽自動車税については、税率改正による増加分です。

4項1目市たばこ税は5億5,383万3,000円で、前年度比222万6,000円、0.4%の減を見込んでおります。たばこ税については、消費本数が減少傾向にあるため、税額は減となる見込みです。

続きまして、15ページをお願いいたします。

7項1目都市計画税は2億4,643万6,000円で、前年度比462万円、1.9%の増を見込んでおります。現年課税の収納率につきましては、96.85%で、前年度比0.10ポイントの増を見込んだものでございます。

以上で、税務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（伊藤 保） ありがとうございます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 議案第1号の企画政策課所管の事業につきまして、全協で説明させていただきました以外のものということで、何点か説明させていただきます。

予算書の62ページをご覧ください。

歳出になります。

2款1項7目説明欄2のインターネット活用事業210万9,000円ですが、この事業は、市政をはじめ観光や災害、広報、各種の申請手続きなどの行政情報を発信するため、市のホームページの保守管理を行うものの経費でございます。

続きまして、65ページの下段をご覧ください。

2款1項8目説明欄1の広域情報ネットワーク運用事業です。3,813万1,000円ですが、この事業は、本庁と支所、公民館、保育所、消防署、小・中学校などの施設を結ぶ光ケーブル等の情報ネットワークの維持管理を行う経費です。

続きまして、70ページをご覧ください。

2款1項10目説明欄6、コミュニティバス等運行事業です。5,972万1,000円。この事業は、5台のバスを使って、市内の4ルートでコミュニティバスを運行しているものですが、12年間使用している飯岡ルートの小型バスが老朽化しましたので、車両の購入を予定しております。

この財源につきましては、地域振興基金を予定しております。そのほか、このバスを運行する千葉交通株式会社に対して、運賃収入だけでは経費が足りませんので、不足分を助成金として計上してございます。

続きまして、71ページをご覧ください。

2款1項10目説明欄7のバス路線維持対策事業です。513万8,000円ですが、この事業は、千葉交通株式会社が運行する府馬線及び旭銚子線を維持するため、この路線での赤字額の2分の1を沿道の自治体が助成するというものです。

続きまして、87ページをご覧ください。

2款5項2目説明欄3の経済センサス調査費360万1,000円ですが、平成28年度は市内の全事業所3,280の事業所を対象に、6月1日を調査期日として経済活動の実態を調査するものでございます。

以上で、企画政策課所管の補足説明を終わりにさせていただきます。

○委員長（伊藤 保） ありがとうございます。

担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） おはようございます。

すみません、何点かお伺いします。総務委員会は初めてということで、不勉強で的外れでしたら本当に申し訳ないんですけども、また、それは説明してあるよということがもしかぶっていたら申し訳ないです。

まず、委託料についての主だったものについてお伺いしたいと思います。

まず、52ページの総務費一般管理費の説明欄8、行政改革推進費のうち13の委託料、公共施設等総合管理計画策定支援業務委託料271万9,000円。これは内容的には全て、その委託業務の内容について概要をお伺いしたいということです。

63ページになります。総務費、企画費の説明欄6、ふるさと応援寄附推進事業のうち13の委託料、ふるさと応援寄附推進事業委託料の599万6,000円。

それから67ページです。電子計算費の説明欄3の電子自治体推進事業のうち、13の委託料、コンサルティング業務委託料の667万5,000円。

最後に、73ページになります。庁舎建設費の説明欄1の新庁舎建設事業の委託料、調査・設計委託料……、72ページですね、失礼しました。2,366万1,000円で、これらについてまず

委託業務の内容について概要で結構ですので、既に受けているところもあるかなと思いますけれども、お伺いしたいということが一つです。

それと、70ページになります。総務費の地域振興費の説明欄4、出会いの場創出事業の19になります。負担金補助及び交付金、この出会いの場創出事業補助金150万円ですか、こちらについて補助金の具体的な使われ方、どのように運用されているのかについてお伺いしたいと思います。

あと同じページになりますけれども、先ほどご説明いただきましたけれども、説明欄6のコミュニティバス運行事業のほうで、18備品購入費のほうで車両購入費の1,264万6,000円ですか。こちらのバスのほうですけれども、どのようなバスなのか、定員等をお伺いしたいと思います。

以上になります。

○委員長（伊藤 保） 高橋秀典委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） それでは、予算書の52ページの13委託料、公共施設等総合管理計画策定支援業務委託料271万9,000円の事業内容でございますけれども、こちらにつきましては、平成27、28と2か年かけまして、公共施設の調査関係に関する委託料でございます。

内容につきましては、26年4月に国のほうから全市町村に対しまして、公共施設についての総合管理計画を策定しなさいという要請がございまして、それに伴いまして、今現在全国で策定中でございます。

旭市におきましては2か年ということで、28年9月末を目途に今、事業を進めております。内容につきましては全協のほうでご説明はしてございますけれども、まずは市内の全ての公共施設と、それからインフラ、道路、橋梁とか、そういうのも全部含めました公共施設を把握しなさいと。それから、それが今後どれぐらいの修繕、更新、維持管理費がかかるのか。財政的にどれぐらいの金額がかかるのか。それから将来的な人口の見通しはどうかとか。将来的な人口の見通しにつきましては、企画政策課のほうで総合戦略で出しましたので、人口につきましては、その数字を使って現在策定中でございます。

これにつきましては、全協でだいたい半分程度の現況が把握できたということで、現況についてはご説明をしておりますけれども、今後、28年度に向けては、各施設、類似施設がいろいろあるんですけれども、その類似施設の今後の将来的にどういう管理をしていくのかと

というような管理方針が出てまいります。その管理方針が出た段階で、次の段階ではその各施設を、それでは実際にどのように維持管理していくのかという個別の計画、それを平成32年度までに作成するというような国のほうから方針が来ておりますので、まずはうちのほうがこの総合的な管理計画、全体的なものを把握した中で実施計画、個別計画に向かって進んでいくということでございますので、これが国のほうから要請された根拠といたしますか、今後、各自治体、今まで造られた公共施設が今後財政を圧迫していくというようなことで、そういう大きな問題が生じるということで、全体を把握して今後の方針を作りなさいということで、今作っている計画でございます。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 企画政策課のほうからは63ページ、ふるさと応援寄附推進事業の関係です。

委託料の599万6,000円の内容はというご質問です。これにつきましては、委託する内容ですが、まず12%委託料ということで、業者さんのほうにまずお支払いします。それから、記念品代も業者さんのほうで全て発注します。やっていただきます。それとその送料、これらを全部込みで、全て代行して委託するといったような内容になります。

それから、次が67ページ。3番の電子自治体推進事業の13委託料、この中のコンサルティング業務委託料667万5,000円、この内容はということです。この業務委託に関しましては、市役所全体の各課に及ぶ事業、ソフトのプログラム、相当な数があります。これを法改正や制度改正やら新規事業やらということで、対応してプログラムを改修していく中で、情報管理班のほうの職員では、そのプログラムの作成の委託料見積もりが、例えば正しい金額なのかどうか等々の専門的なチェックができません。

というようなことで、その辺のところを正しい見積もりが業者さんから上がるかどうか等々も含めて、チェックをしていただくための委託料ということになります。そのほか全体的なシステムの構築ですとか、そういったようなことに関して、アドバイスをいただくといったような業務内容になります。

続きまして、71ページ。説明欄6のコミュニティバス等運行事業の中の備品購入費、車両購入費の内容ということで、定員等ということです。

現在走っているバスが、先ほど申しあげました12年間走ってまして、主にさび等、かなり老朽化が著しいということで、現在走っているものが29人乗りの乗車定員、このものでご

ざいます。運行状況等を加味しまして、29まで、ここはいらないかなというようなところもありますので、23名以下の小型バス、これを今現在計画しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、72ページの調査・設計委託料2,366万1,000円の内容ということでありました。これの中には設計業務は入っておりません。基本計画と、それから執務環境調査ということであります。

この中で、基本計画ではどのようなことをするかという内容についてお答えさせていただきたいと思います。これは、2月22日の全協でもご報告させていただいておりますけれども、主に5項目。用地の利用、いわゆる庁舎の配置とか駐車場の関係を細かく調べる。それから庁舎の規模の検討です。延床面積であったり階数、これは将来人口とか職員数を見据えた中で、どの規模が適正なのか。それから建築計画、これは躯体の構造であるとか、その辺をどのようにしていくのか。それから4つ目で、いわゆる庁舎に必要な機能。バリアフリーであったりユニバーサルデザインであったり、あとは市民の共同施設をどういう形でその中に盛り込んでいけるのか。それからあとは事業計画に関する検討ということで、概算の事業費等が出せればということで、その5点が大きなものとなっております。事前調査、それから前提条件の整理を実施していくということになります。

こういった各種条件を精査することによって、市民ホールだったり防災無線室等の諸室等の必要性、それから必要面積を定めて延床面積を決定していきながら、どのような形で進めていくことができるか、その基本となる調査を主に実施するということになります。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） それでは、市民生活課から70ページの出会いの場創出事業、その出会いの場創出事業補助金150万円の使われ方ということで、まず補助金ですので、こちらにつきましては、旭市後継者対策協議会、通称出会いコンシェルジュに対して150万円を補助金として交付しております。

出会いコンシェルジュ、後継者対策協議会につきましては、事業として出会いの場の提供に関することを行っております。出会いの場、年間10回程度の婚活イベント等を行っております。それに係る事業費という形になります。

イベントの開催につきましては、だいたいセミナー等の講師や会場の使用料等をこちらのほ

うで賄っております。ただ、参加者につきましては、飲食等の部分は男性、女性とも参加費としていただいております。

また、出会いコンシェルジュのホームページとかがありますので、そういったホームページの維持管理費等に使っております。出会いコンシェルジュは実際18名ほどいるんですけれども、そちらに対しての報酬等については、こちらから出してはおりません。

150万円の使われ方については以上です。

○委員長（伊藤 保） 高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） ありがとうございます。

何点かお伺いしたいんですけれども、そうしますと、まず委託料関係なんですけど、ちょっと今お伺いしたうち、結構外部のコンサルをお願いしている部分というのはあるのかなと思うんですけれども、外部のコンサルタントの活用状況というか、もし今出なければ後でもいいんですけれども、どの程度、どういった案件について外部のコンサルタント等を活用されているのかというのが知りたいなということと。

もう一つ、そういったコンサルを、これについてはコンサルを依頼しようという、依頼するかどうかの決め方というか基準というのが、もしあればお伺いしたいなということをお願いします。

あと、出会いの場のほうですけれども、補助金として講師料、ホームページの維持管理等ということでお伺いしましたけれども、今年度の事業の効果というか、成果をお伺いしたいなと思います。

あと、コミュニティバスのほうですけれども、また老朽化等が進んでいると思うんですけれども、今後のバスの更新計画とか、どうなっているのか分かる範囲でお願いしたいと思います。

○委員長（伊藤 保） 高橋秀典委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） コンサル活用状況ということですが、あいにくコンサルタントの数等については、今、数字を持っておりません。契約の段階であるもの、それからないものもあるんですけれども、うちのほうの契約検査班の契約にかかったものについては調査が可能だと思いますので、それについては後で数字をまとめたいと思います。

それから、依頼の基準があるかということですが、基本的にはこんな仕事をやりたいと各課が考え、それが自分たちでできるかどうかの判断、そこについては基本的には担当課です

ると。上がってきたものについて予算付けがいいのかどうか、その議論はまず財政課が話をお聞きして、最終的には市長判断で予算付けがされるということになっております。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） それでは、出会いコンシェルジュの事業の成果というか効果ということですので、今年度につきましては、イベントを10回予定しまして、1回ちょっと応募者少数のため中止いたしまして、9回の実施の結果といたしまして、男性、女性合わせて参加者215名でイベントを開催しました。

成果ということですので、会員の婚姻数、平成27年度、きのう現在ですけれども、報告があったものについては10名、平成20年度からの合計でしますと、現時点で76名の結婚報告がありました。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） コミュニティバスの今後の予定はというご質問です。

先ほど申し上げましたとおり、5台のコミュニティバスが走っています。27年度で1台、先日納車になったばかりなんです、交換しました。来年度もう1台ということで、交換する予定です。

これらの走行距離等を見ますと、70万後半の走行距離になっています。ただ、走行距離だけでは、走るルートによっては相当さびだとか、その辺の進み具合もありますので、一概にということはいえないんですが、近々というか、かなりこれに近い状態になるかなという、走行距離だけでいいますと、もう2台あります。旭地区ルートを走っているのと海上地区ルートを走っていますのが、データの的には27年8月のデータですが、もう57万キロ、60万キロといったような数字になっていますので、その後1年、2年ということで走行していくと、近いような距離になるので、買い替えも検討していかなくちゃならないかなというふうには考えています。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） コンサルの利用ということで、ちょっと一般的になんですけれども、メリットとしては、高度な専門知識が活用できるということと、通常の本体業務というか、それへの支障を最小限に抑えられるとかメリットはあると思うんですけれども、同時に知的集

積というか、その機会がどう、それを外にやってもらうということで、丸投げということでもないんでしょうけれども、それが仕事の進め方として何らか経験値というか、それが職員の方の中に残っていくような進め方がされているのかなというのが、ちょっとお伺いしたいことの一つです。

コミュニティバスについてはお伺いしました。

出会いの場のほうですけれども、これは例えば視察のほうとか行って、旭市がすごく先進であるというふうによく言われるんですけれども、非常に150万円という金額の中ではすごいコストパフォーマンスを出しているなと思うんですけれども、これは今後もあれなんですか、だいたいこの金額の規模のまま行くような予定でいるのか、その辺だけ伺います。

○委員長（伊藤 保） 高橋秀典委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 委託の件で、コンサルさんの持っているノウハウ等が、要は市役所に残っていくのかということだと思うんですけれども、その時々担当は、しっかりした打ち合わせをしながら進めておりますので、例えば物事の調べ方ですとかデータのとり方ですとか、そういったことは職員の財産として残っていくんだろうというふうに考えています。ただ、同じ業務が出たときに次は職員でできるかと言われますと、それはやっぱりちょっと無理かなというふうに考えています。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） 出会いコンシェルジュの事業ですけれども、スタートした時から150万円という形でやっております。現在も150万円という形でやっております、イベントの回数等が現在10回から、せいぜい11回程度毎年やっているんですが、これ以上回数を増やすというのは、実質的にまた参加される方も少なくなってしまうので、現状としましては、このまま150万円のまま継続してやっていきたいと考えております。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。1号の質疑、ほかにありませんか。

米本弥一郎委員。

○委員（米本弥一郎） それでは、予算書10ページです。第3表地方債の利率は5.0%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とされています。この5.0%以内ですから、上限を定めているということだと思いますが、実際には実態、あるいは実勢的には何%ぐらいで借りているのかお尋ねし

ます。

続いて16ページです。1項1目利子割交付金についてですが、この交付金はどういった交付金なのか、また41.7%減と大きく減少している、その理由についてお尋ねします。

続いて17ページです。1項1目自動車取得税交付金、これも同様にどういった交付金なのか、また77.8%と大きく増えるという見込みについて、理由をお尋ねします。

それから31ページです。1項2目利子及び配当金です。これは文字どおり利子と配当金という理解でよいのかお尋ねします。また、105.0%増と大幅に伸びている理由についてお尋ねします。

それから72ページ。1項11目13節の委託料についてお尋ねします。先ほど高橋秀典委員がその内容については質問されたので、私のほうからは、現在、公共施設等の総合管理計画が策定中のございまして、新庁舎建設と並行して支所等の建物の活用についてはどのように考えているのかお尋ねします。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 米本弥一郎委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 記載のところ、ご指摘のとおり、確かにそこに書かれているのは上限を決めているということで、合併以来ほぼ変わっていない状況です。

現実に借りているものということですが、今、借りているものは、ほとんどが0.何%という利率で、ぱっと見て26年度に借りたもので高いのが0.5ぐらいです。だいたいそれより下で借りられているという状況です。

それから16ページ、利子割交付金ですか。これは、預金利子に係る税20%かかっていますけれども、そのうちの所得税が15%で県民税が5%ございます。この5%のうち市町村に対して事務費を除いた5分の3が交付されるというものです。

（発言する人あり）

○財政課長（林 清明） 今の利子割ですか。これは県から示された推定で予算化しておりますので、県の見積もりが減っていたということでもあります。預金利子が上がっていると、利率が上がっているということだろうと思います。

それから17、自動車取得税交付金。自動車取得税、これは県税ですが、このうち5%の事務費を除いた95%のさらに10分の7、これが市町村に交付されるというものです。これは増減の理由はいいいんでしたっけ……

(発言する人あり)

○財政課長(林 清明) これは、県は若干減で来ました。ただ、旭市の実績、27年度を見ましたときに増えているという状況がありましたので、27年度の実績から県の減少見込額、これを差し引いた額で予算化をさせていただいたということです。

次の31は会計課のほうから申し上げます。

以上です。

○委員長(伊藤 保) 会計管理者。

○会計管理者(高木松夫) 31ページの利子及び配当金について、昨年より大きく増えているという理由でございます。

一般財政調整基金の残高が26年度末で62億円ありました。そのうち29億円を基金運用の方法の一つであります安全確実な千葉県債で長期運用することにより、増えた大きな理由ということでございます。

以上でございます。

○委員長(伊藤 保) 総務課長。

○総務課長(加瀬正彦) 72ページの調査・設計委託料の関係で、先ほど高橋委員に基本計画の内容ということでお話、ご回答させていただきました。特に庁舎の規模というのは事業費に大きくかかわるということがあります。ですので、既存の庁舎をどのように活用していくかというのは非常に重要だと思います。

その中で、昨年実施いたしました執務環境、それから現況調査の中で、現在、各課で所有する施設、例えばハニカムであったり職業相談室だったり、フレンドあさひだったりカウンセラールームであったりということがあります。そういったものが新庁舎から除かれるだけでも面積が相当違うということであれば、新庁舎の中に、これら諸室を取り込むというよりは耐震性がある建物、今、少なくとも耐用年数が残っている海上支所へ、例えば集約するというようなことも基本計画の中で検討していきたいと考えています。

あと、飯岡支所もありますけれども、これらは耐震性が不足しているという状況がありますので、機能を飯岡地区の例えばほかの施設に持っていくということを想定しなければいけないのかなと思っています。これはユートピアセンターであったり保健福祉センターであったりということになります。

あと、干潟支所にも公共施設がありますけれども、この支所は、干潟庁舎とそれから公民館、2つあります。このどちらが残すべきものなのかということも含めて検討しながら、将来

的なあり方を考えていくと。これらもできれば基本計画の中で調整して、庁舎の規模をできるだけコンパクトなものにしていけるように考えていきたいと思っております。

○委員長（伊藤 保） 米本弥一郎委員。

○委員（米本弥一郎） ありがとうございます。

それでは、10ページの地方債についてお尋ねします。括弧書きで利率見直し方式で借り入れる資金についてはとありますが、これまでに利率見直し方式で借りていたものというのがあるのかどうか、またその見直しを行ったというようなことがあるのかお尋ねします。

それから併せて、これはお願いなんです、31ページの関係では、財産の運用方法で、これは1,000万円ほどの増収ということになります。もちろん安全確実という方法でないといけないと思いますが、今後もうこういう形で財源を確保していただければ、これはお願いします。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（林 清明） 地方債の利率の見直しということですが、固定金利の方式と利率見直しの方式と2つ、当初契約のときにございます。基本的には、国系の資金を借りると固定金利、市中金融機関からのときには見直し方式が採用される場合が多いということですが、利率の見直し方式にしても毎年とかではなくて、5年とか10年とか区切った中で見直しますというふうな契約になっておりますので、その契約の時が来た時は、しっかりとお互い相談の上で見直しをしているという状況です。

以上です。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

有田恵子委員。

○委員（有田恵子） 4点ございまして、別にページ数を見るところではないと思いますが、1点目、ふるさと納税の担当の方にお聞きします。返礼品のこの前説明を受けました。野菜が余りにも多過ぎるんじゃないかなと思って、もうちょっと商品をいろいろなものに変えていただくという案もないでしょうか。例えば旅館の宿泊券とか、そういったようなもの。例えばですよ。

2つ目。これは最初に説明があつて、292ページなんですけれども、本年度の職員数が663名、前年度が669名、これで6名減ってということで、行革にしたらいかなと思いますけれども、括弧書きの中の14、本年度14名、前年度11名。これは結局増えているんですよね。

3名、恐らくこれは天下りでしょうか。その増えた括弧書きのところは、見ていただかなくてもいいです。例えばユートピアセンターに括弧書きの数字が、正職員2名、括弧書き2名というふうにあって、合計4名なんですけれども、具体的に言ってしまうと、ユートピアセンターというのは、そんなに本庁のような重要な仕事をしているわけでもないわけです。それで、いろいろなところから声が聞こえてきまして、たばこを吸って外で仕事をしていないというようなこともありまして、ここにそんなにたくさんいるのかなというようなことも、これは人事のほうで考えていただきたいという、行政改革のほうで考えていただいたらどうですかという話。

3つ目、インターネット委託費。これは62ページあたりなんですけれども、先ほど高橋委員からは、ほかの委託料のことのお話があったんですけれども、特に私はインターネットのほうを質問します。

そもそもインターネットの更新というようなことだったら、どこの会社でも、社内というか、その中でできているんです。こういうのを委託しないといけないというのはどういうことかなと。エンジニアというのは、これだけの663名もいて、たかだかネットの更新のエンジニアリング、こんなことができないのかななんて思って、委託するほどのような仕事ではないと私自身が思っているわけです。幾らでもいます、こんな普通の会社だったら。これぐらいのことができる。お金を出して委託するような問題ではないと思います。

4つ目、コミュニティバス。これも別にページを開かなくてもいいと思うんですけれども、毎年毎年4,500万円の補助金。補助金というのは、つまり赤字を補填しているという意味なんですけれども、行革は一体どうなっているのかなと思っているんですけれども、これは私なんかは車ばかり乗っていますから、乗らない。乗っている人と乗らない人がはっきりしている中で、この4,500万円は不公平です、車ばかり乗っている人間からすれば。

こういうのはやっぱり前回、前々回でも申し上げたように、外部からいっぱい来て、バスに乗りたい人がいっぱいいて、これを高くつり上げて、金額を上げて、100円じゃなくてというような案ですね。アイデアで、4,500万円を消すということはできないでしょうか。

以上、4点の質問です。

○委員長（伊藤 保） 議案の審査は途中でありますけれども、ここで15分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時 5分

再開 午前11時15分

○委員長（伊藤 保） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

有田恵子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、企画政策課のほうで何点かご質問いただきました。

最初に、ふるさと納税の返礼品の関係です。野菜が多過ぎるのではないかというご指摘です。この件につきましては、議会の本会議でも答弁させていただきましたが、道の駅でまずはスタートしようと。それで、特産品を返礼品として持っていこうというようなことです。

現在、道の駅以外の所でということで、例えば大原幽学の田植えのチケットですとか、いわゆる参加券ですね。そういったようなものもやって、徐々に広げていこうということで考えてはいますが、品目につきましては、先ほど申し上げましたように、道の駅を中心に旭市の産業の活性化ということを第一に考えていきたいと思っています。

その後、有田委員ご指摘のように、ほかの所でも広げていける可能性を十分持っていますので、様子を見ながら、ほかのものについても検討していきたいというふうに考えています。よろしくお願いします。

それから、インターネットの関係です。ホームページの作成委託料、職員でやれるのではないかと、ほとんどの会社等は自前でやっているのではないかとというご指摘です。この件につきましては、新しいページですとかバナー等のイラスト、これにつきましては、職員のセンスではどうかなというようなこともありまして、例えば専門的な技能が必要な作業、これらを委託する費用がまずあります。それから、職員が自分でホームページの作成・編集を实はできるようになっています。そのシステムがありまして、これはCMSというんですけども、コンテンツ・マネジメント・システムです。これを予算計上しています。基本的には各課のお知らせのページですとか、そういったものについては日々、各課がインターネットの更新作業は行っています。

実際に、このシステムを使用することによりまして、1年間でホームページのうち約300ページ余り、これについては各課の職員が作成・編集作業を行っていると、そんな運用をしております。

それから、コミュニティバス、いわゆる赤字分の4,588万円についてはどうなのか、行革という面で、非常に使わない人たちから考えると不公平というようなご指摘でございます。この件につきましては、基本的に地域公共交通をどうするかといったような問題があります。例えば交通弱者でありますお年寄り、例えば免許証を返納しちゃったお年寄りさんですとかは、もう買い物の手段がないとか、そういったような状況が現実的に、今、意見として挙がってきています。まずこの人たちの、いわゆる交通弱者と言われる人たち、自分たちで運転できる方は問題ないと思うんですけども、これをどこに住んでいても、なるべく不便がないようにということで、経費のことはもちろん、第一優先で考えなくちゃいけないことではあるんですが、それらを考えた中での運用ということで、これも地域公共交通会議とかありますので、そちらのほうで、いつも議論になっています。例えばワンコインでいいのかどうか等々も含めて検討課題ではあります。ご指摘をしっかりと受け止めたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 292ページの一般職の職員の給与費の内訳の中で、職員数括弧書きの件、これは下に再任用短時間勤務職員というようなことで、括弧書きになっています。ユートピアの例を出されましたので、ユートピアなんですけれども、2人確かに再任用職員を張り付けています。正職員が1人で、実際には2人で1人分、要するに短時間で週3日勤務なので、実質ユートピアは2人で回しているような形になっています。そういうことで、3人この表の中で増えていますけれども、実質1.5増というような考え方でいけると思います。

これについては再任用制度ということで、国等も実施しながら、地方公共団体においてもということで、きちんと制度化されたものでありまして、当然、申し出があった場合には再任用をしていくような形になります。これに併せ、これを含めましても職員数は減らしているという状況もありますので、その辺はご理解いただきたいなと思っております。

○委員長（伊藤 保） 有田恵子委員。

○委員（有田恵子） 分かりました。

コミュニティバスだけお願いいたします。交通弱者ですよ。私自身、申し上げるのはあれなんですけれども、弱者の味方なんです。ここは間違わないように。そのことを言っているわけじゃないんですよ。これは当然のことだと思っているんですけども、この穴埋めを4,500万円の、前々回も言ったんですけども、また別の交通弱者ではない、よそから来た

人からお金を取って、バスに乗っていただいて、これを穴埋めできないかというようなことで言ったことがあるんですけども、そういうようなアイデアで埋めていただけませんかということを行っているんですよ。交通弱者は仕方ないですよ。それを申し上げているんですけども、その点はどうですか。

○委員長（伊藤 保） 有田恵子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 前のご指摘のとおりだとすれば、例えば観光客に対して特別料金というようなことだと思います。今のルートそのものが、例えば観光客をターゲットとしてルート選定しているかどうか等々の問題もあります。それから、あなたは観光客なのか一般の市民なのかというような判断等も、技術的な問題とかいろいろあります。

ご指摘は承っておりますが、今のところは市民の交通弱者のための足ということで運用していますので、その辺はご理解願いたいなというふうに思います。

○委員長（伊藤 保） 有田恵子委員。

○委員（有田恵子） 今のところはそうであっても、これから考えていただきたいと思います。観光のほうですね。もうけてもいいわけですよ、市は。こういう赤字を出すよりもね。そういうことで、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 何点か質問させていただきます。

まず最初に13ページですか、先ほど市税の説明がありましたが、この中で固定資産税で償却資産、太陽光パネル等でこの調定額が増えているということが説明されましたけれども、この太陽光発電ですけれども、この関係でだいぶ市税の増収効果というのは出ていると思いますけれども、始まる前と今現在でどのくらいの増収効果が出ているのか。分かればお伺いします。

次に、31ページですか、先ほど米本委員が質問しましたけれども、この利子及び配当金なんです、だいぶ今年度の倍増というような形の中で、説明では財政調整基金のうち県債で運用するというような説明がありましたが、この予算を作られた時とその後1月でしたか、日銀がマイナス金利といったようなことを始めたわけでありますけれども、そういったことについての影響というのは大丈夫かどうかということなんですけれども。

次に、32ページですけれども、寄附金です。今回、総務費寄附金ということで、ふるさと納税の寄附金が新たに入ったわけでありますけれども、そのほかの項目につきましては、全て廃目というようなことになりましたが、この辺について説明をお願いします。

次に、61ページの地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会についてなんですけれども、これは企画事務費ですね。議案質疑でしたか、説明の中で年に3回評価委員会を開く予定だというような説明がありましたが、この3回の評価委員会で、実際にはどのようなことについて、この委員会が開かれるのかということなんですけれども、その辺についてお伺いします。

それと、次に65ページの企画費のうちの説明欄9のふるさと応援基金積立金ですか、これについて説明をお願いします。

最後に206ページになりますけれども、住宅管理費は、これは総務常任委員会で質問していいですか。それでは、この説明欄8の住宅リフォーム補助事業ですけれども、これは違いましたか。

(発言する人あり)

○委員（島田和雄） 建設。失礼しました。

○委員長（伊藤 保） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（林 利夫） それでは、太陽光発電の影響ということでお答えしたいと思います。

太陽光発電、平成26年度から増えております。土地についてですけれども、土地については面積をまず申し上げたいと思います。平成26年度、太陽光発電関連の用地が6万6,118平米、それが28年度の見込みですけれども、25万1,100平米と大幅に、27年度から増えていきます。27年度が26万9,282平米で、28年度が25万1,100平米ということです。ちょっとこれが実際に税額にどのぐらい影響するかということまでは積算しておりませんので、ちょっとご容赦願いたいと思います。

(発言する人あり)

○税務課長（林 利夫） そういうことです。

次に、償却資産ですけれども、平成25年度が取得価格が1億4,110万7,000円、26年度が取得価格で23億3,865万8,000円、27年度が26億1,128万6,000円、28年度が、これは見込みですけれども、21億3,860万6,000円ということで、これについてもちょっと税額について、これがどういうふうに影響しているかというところまではちょっと、それぞれ償却年数とか皆違

いますので、そこまでの詳しい精査はしておりません。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、32ページの寄附金の関係です。

1 番の総務費寄附金、ふるさと応援寄附金の1,200万円以外については、一般寄附金から教育費寄附金まで全て廃目ということで、その理由はということでございます。ふるさと応援寄附金の中で、基本的には全部受けられるということで廃目するものでございます。

具体的に申し上げますと、寄附の使い道ということで、寄附者が指定できるようになっています。1 番の産業の振興、2 番の健康福祉の充実、3 番の教育の充実、4 番の生活基盤の整備、5 番の安全安心なまちづくりということで、この5項目で、ほとんど受けられます。それとあとは本人が指定をしない、市長にお任せというコースもございます。これらのことで、ふるさと納税で受けられるというようなことから、こういう細かい分類はやめて一本ということにしたものでございます。

それから、61ページですか。地方独立行政法人の評価委員会3回ということで、どういう内容ですかということのご質問です。4月からスタートするわけでございます。基本、スタート年次じゃない場合には、前年度のいわゆる業績評価を評価委員会が行います。今回の場合はスタートしたばかりですので、この間も会議の中で申し合わせというか、ちょっと話が出ましたが、現在の中央病院の状況もやはり、つまり27年度の状況も評価委員さん方が知っておくべきだろうというようなことで、これは法に基づいた評価ではございませんが、一応資料を提出していただいて、評価委員会のほうで検討しようというようなことになっています。

その年度の後半のほうになっていきますと、翌年度の事業計画、これらは出てきます。これも事業計画については市長に提出するということで済むんですが、一応評価委員会のほうで事業計画も検討してみたいと。これは正式な、それに対するコメントは公式なものではございませんが、事業計画も見たいというようなこと。それから、評価委員会を開かなくちゃいけないような事態があるかどうか分かりませんが、それらも含めて3回ということで予定させていただいたものです。

それから、65ページ。ふるさと応援基金積立金1,200万円の内容ということです。これは、ふるさと応援事業のほうと連動していますが、100万円掛ける12か月ということで、1,200万円を予定しております。

具体的には、例えば1,200万円を超えるような寄附があればうれしいんですが、そういったような場合には、補正予算をお願いして基金に積むといったようなことになりますので、基金に積む場合には歳出予算で組まなくちゃ積めませんので、そういった予算の編成ということになります。よろしくお願いします。

○委員長（伊藤 保） 会計管理者。

○会計管理者（高木松夫） 31ページの利子及び配当金の関係ですけれども、予算編成時と現時点、現時点といいますと、この2月に日銀が金融機関からの預け入れに対してマイナス金利を導入いたしました。その影響で当然、国債、県債なりの利率も下がっております。

先ほどの一般財政調整基金で29億円運用しているということなんですけれども、これ自体は変動じゃありませんので、購入した時点の利率を償還までずっと同じということなので、下がるということはないかと思っております。

12本の基金があるんですけれども、この中で金融機関へ定期預金等で行う場合もありますので、その時は若干変わってくるかなと。大きくは変わりませんが、そういうように考えております。

以上でございます。

○委員長（伊藤 保） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） それでは、再質問ですけれども、まず利子のほうにつきましては、これは金融情勢ですので、ちょっとやりようがないということだと思いますので、いいとしまして、次に32ページですか、寄附金の関係なんですけれども、今回、来年度から全部このふらさと納税で寄附は受け入れるというようなことにするというところでありますけれども、そうした場合に、これまでどおり、このふらさと納税の扱いではなくて、要するに返礼品を求めない寄附をしてくれる方も当然考えられると思いますけれども、その辺については返礼品の扱いはどのように市では考えているのか。全てふらさと納税という中で、全てふらさと納税の扱いにするのかどうかということなんです。

それと独法のほうですけれども、評価委員会のほうですけれども、評価委員会を、基本的には今の説明では年に2回ですね。それで、状況に応じてさらにというような形の中で開かれるということなんですけれども、この評価委員会はすごく大事だと思うんですよ。外部の目で病院の経営を判断するというので、そういった中で、やっぱりきちんと評価をしていただくために、そういった資料についてはどのように委員の皆さんに示されるのか。ただ、当日、これは資料ですよと渡されても、なかなか評価できないと思いますけれども、十分こ

の説明がされるのかどうか。評価をする時間が十分確保されているのかどうか、その辺ちょっとお伺いします。

最初に戻りますけれども、太陽光の関係ですけれども、今現在の金額的なものは、発電が始まる前と今現在で太陽光関係の税収の増収分というのは、ちょっとそれは判断できないということでしょうか。

以上、お伺いします。

○委員長（伊藤 保） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 寄附金との関係です。32ページとの関係になります。

廃目しちゃってということで、全てふるさと応援寄附金で受けるのかという、それでやると返礼品はというような内容だと思います。ふるさと応援寄附金の申出書そのものにも、返礼品は希望しないという欄がございます。ですので、今までどおり返礼品はいらないよということで、こういう使途で寄附するんですよということにも対応できるような書式になっていますので、基本的には、返礼品は希望されなければ返礼しません。

それから、もう受けちゃうと全て税制上のメリットは受けられますので、ふるさと納税という扱いになります。あとは返礼品があるかないかだけの話ですので、一応ふるさと納税という形になります。

それから、評価委員会のご質問です。非常に大事な委員会なので、説明等をしっかりとというご趣旨だと思います。今までも、島田委員ご指摘のとおり非常に大切な委員会でございます。丁寧にそこはやっていこうということで、必ず評価委員会がある前に事前に資料を配付しますし、きちんと委員長のほうにも、どういうふうに会議をもっていくのか、どういうことなのかということをしつかりと打ち合わせしながら進めております。ですので、来年度以降もそのように事前配付ということで、しっかりと対応していきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

○委員長（伊藤 保） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） ふるさと納税のほうですけれども、これまでの寄附金が全てふるさと納税の扱いになるということですのでけれども、例えば27年度においても相当の寄附はあったと思いますけれども、ちなみに27年度はどのくらいの寄附というのはあったのでしょうか。ふるさと納税ではないんですけれども、今年度の要は寄附されたようなものは、来年度以降は全てふるさと納税扱いになるということですよ。そういうことですよ。ちなみに今年度は

どのくらいその額があったのかなと、そういうことなんですけれども。

○委員長（伊藤 保） 税務課長。

○税務課長（林 利夫） 先ほどの実際の税額についてのところなんですけれども、実際28年度の当初見込みということで、償却資産については約1,900万円ほど増えてございます。これはほとんど太陽光パネルというふうに考えていいかと思います。

あと、今までのトータルの金額ということなんですけれども、なかなかこの計算がちょっと複雑でございまして、いろいろ減免規定がございましたり、耐用年数が3年目から、償却残存率ですか、そういうものが4年目からですか……

（発言する人あり）

○税務課長（林 利夫） ちょっと金額には換算してございませんので、よろしくお願いします。

○委員長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（林 清明） 寄附金の27の額ということではありますが、今現在集計しておりませんので、各課の伝票の上でということになっていますので、申し訳ありませんが、今は分かりません。

ちなみに26年度でいえば1,600万円ぐらいということであります。27については決算をお待ちいただければと思います。

○委員長（伊藤 保） 島田委員。

○委員（島田和雄） そうしますと、65ページですか、このふるさと応援基金積立金というところに、当初予算で来年度1,200万円計上したんですけれども、これに今、財政課長が言われたような金額がプラスされる可能性があるということですよ。違いますか。だって、寄附が全部ここに来るわけでしょう。

（発言する人あり）

○委員（島田和雄） 要は、ふるさと応援基金積立金を積み立てるわけなんですけど、これは実際に今度、使用するという事になった場合に、どういうふうにこれから使用されていくのかということなんですけれども。来年度予算にすぐ組み入れるのか、ずっと基金で積んでいっちゃって、最終的に何かの大きな予算として使うのか、その辺なんですけれども。

○委員長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 基金の使い方ということになると、私のほうで回答していいのかどうかというのはちょっとありますけれども、基本的には先ほど申し上げましたふるさと

納税の場合には、5項目とかということで分類ごとになっています。一本でふるさと納税の基金に積むんですが、現実的には例えば帳簿等で1番の項目に対しては幾ら、2番の項目に関しては幾らという形になります。それを例えば予算編成の段階でどこどこ基金のこの部分に関してはこのぐらいあるので、取り崩して、その事業に充てようとかという判断は、最終的には財政課サイド、もしくはもちろん最終的に市長ですが、そちらのほうでなるんだと思います。

ですので、今の段階ではすぐに何をどこに使うということは決めてございませんし、すぐに使ってくださいといったような申し出もありませんので、その時はその寄附のされ方というか、その時をしっかりと、例えば今年度のこの事業にすぐに使ってくれというようなことであれば、また別だと思えます。その都度対応ということになると思えます。

それと先ほど、財政課長のほうから幾らぐらいという話がありましたけれども、一般寄附ということで、災害の関係では今の段階では約で申し上げますと330万円ぐらいということで、昨年度よりも災害の寄附金に関しましては、額的には落ちてきています。ですので、そろそろふるさと納税に切り替えるタイミングかなというようなこともありまして、切り替えるということになります。

以上です。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

平野忠作委員。

○委員（平野忠作） それでは、2点ほどお伺いしたいと思います。

ページ数217、防災体制支援事業、説明欄の15の工事請負費です。112万4,000円の看板設置工事の内容説明。

それと219ページから220にかけての津波避難施設整備事業、この津波の整備工事費です。

1億4,288万4,000円のこの内容等もちょっと説明して、これは築山と思いますから、一応、矢指地区の設置が決まっているわけですので、もうちょっと説明をお願いします。

この2点よろしくをお願いします。

○委員長（伊藤 保） 平野忠作委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） まず217ページの看板設置工事でありますけれども、これは震災を記憶するための石碑について表示するもの、それを設置したいということであります。高さ的には135センチぐらいのものを想定して計画しております。一応、4か所ということで想

定しています。

続きまして、220ページの津波避難施設の工事の関係なんですけれども、これは敷地の所に少なくとも海拔十二、三メートルの高さの築山をまず造るということで、工事の内容ということでありました。敷地の造成ということで、土砂の造成がまずあります。それから、園路の広場ということで、これについては実際に登るためのスロープ、そういったものを設けるということになります。

それと、主な登るために必要な手すり等も設置していく。あと、基本は芝生の山、それから津波の避難施設でありますので、仮に波が来た時、洗掘されないような、そういった防止のための基礎なんかも入っているということで、今回この工事額を予定しているところであります。面積的には約1万2,000弱ということで想定しております。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 平野忠作委員。

○委員（平野忠作） それでは伺います。さっきの石碑1メートル35センチ、人間の中学生くらいのものであつたのか。これは4か所というけれども、どのようなものであつたのか。ちょっとこれは、例えば額でいえばどうなるのか。どのようなものになるのか。

もう一つは、この築山の件なんですけれども、これは築山を造った後に、まだ先の話になるんですけれども、上の部分に防災備蓄とか、何か緊急で集まった時にそういうものは将来兼ね備えるものなのか、ただ集まるだけなのか。それが一番重要なところになると思いますけれども、その辺のお考えはどうでしょうか。

○委員長（伊藤 保） 平野忠作委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 高さ1メートル35と申し上げました。幅については、30センチ程度で、ちょっとひよろ長く立つような感じになります。それで、場所については市有地を想定して、建設課等とも協議しております。実は道路の路肩にうまく設置できる所がないかということも想定しながら検討したんですけれども、なかなか難しい状況があります。ですので、できれば、今、津波避難タワーがある、その所にきちんと内容を表示して付けていけたらなということも、ちょっと今想定の中であるということでもあります。

それと、築山であります。これについて上の施設になります。当然、防災のための施設を設置する必要があるということになります。この施設については、当初から設定するのはまず災害用のトイレ、それからソーラーの照明、そういったものを設置する予定でありまし

て、その上の、例えば管理の施設、いわゆるパーゴラも当初から計画しています。それ以外の例えば防災のかまどみたいなものがうまく使えるようにとか、あとはベンチをうまく転用できるようなもの、そういったものはその後に、29年度の予算でできればやりたいと。物がある程度でき上がった段階でということにしたいということを考えているところであります。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） ないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

議案の審査は途中でありますが、午後1時30分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時28分

○委員長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

続いて、議案第7号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 議案第7号につきましては、本会議で補足させていただいたとおりです。特に補足はありません。よろしくお願いします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（林 清明） それでは、議案第9号、平成27年度旭市一般会計補正予算（第4号）について補足説明を申し上げます。

予算の規模、それから各事業については、あらかじめ本会議等でご説明申し上げたところでありますけれども、このたびの補正予算では、4つの基金につきまして補正を予定しており

ますので、その基金に係る27年度末の現在高見込み等について申し上げます。

初めに歳入です。予算書13ページをお願いいたします。

17款2項1目の財政調整基金繰入金1億4,000万円の減は、今回これを取り崩さないこととしたことによるものであります。これによりまして、27年度末の財政調整基金の残高は73億5,999万6,000円となる見込みであります。26年度末現在高よりも11億1,108万円の増であります。

2点目は、3目の東日本大震災復興交付金基金繰入金、これは2億861万5,000円の繰り入れを減額するもので、充当を予定していた津波避難道路横根三川線事業費の執行残によるものであります。

歳出です。15ページをお願いいたします。

一番下の2款1項4目財政管理費の説明欄2、東日本大震災復興交付金基金積立金、これは2億1,303万2,000円の計上でありまして、津波避難道路横根三川線、それから平成26年度、横根三川線の繰越事業分、これの執行残、これを繰り戻しするものであります。これら取り崩しの減及び積み立ての増によりまして、27年度末の基金残高は5億7,774万1,000円となる見込みであります。

3点目は、同じ目、財政管理費、説明欄1、災害復興基金積立金で、災害見舞金の受領見込額399万9,000円の計上によりまして、27年度末の基金残高は9億1,354万1,000円となる見込みであります。

4点目、同じページの上のほうです。1目一般管理費、説明欄2、庁舎整備基金積立金といたしまして、3億11万3,000円を積み立てるものでありまして、これによりまして27年度末の基金残高は21億231万4,000円となる見込みであります。

これら基金を含めた一般会計所管の13基金の合計額、これは135億1,580万7,000円となる見込みであります。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 総務課からは、やはり今回の補正に係る人件費について補足説明を申し上げます。

補正予算書の21ページをお願いいたします。

給与費明細書になります。今回の補正は、人事院及び千葉県人事委員会勧告に基づく給与改定の影響額について補正を行っております。初めに特別職ですが、一般職の職員の給与改

正に合わせまして、期末手当の支給率を改正することによりまして、ここに記載のとおり補正後と補正前を比較しますと103万2,000円の増ということになります。

続いて22ページをお願いいたします。

一般職につきましては、補正後と補正前を比較いたしますと、職員数が一般会計で1人の増となっております。これは、実は昨年の当初予算の段階から、企業会計が1名減になりまして、一般会計のほうに給与が振り替わっていたということで、改めてここに数字を示したものであります。

23ページをお願いいたします。

給料及び職員手当の増減額の明細となります。給与の増減額はありますが、うち増減事由別内訳の給与改定に伴う増減分ということで119万8,000円の増、その他増減分で、新陳代謝・異動による減ということでマイナス119万8,000円ということで、差し引きはゼロになります。

職員手当等につきましても、増減はありませんが、うち給与改定に伴う増減分は勤勉手当で490万8,000円の増、その他増減分で、新陳代謝・異動等による減ということで、期末手当でマイナス490万8,000円となっております。

以上でございます。

○委員長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、補正予算書の16ページをお開き願いたいと思います。

2款1項8目電子計算費、説明欄1、電算システム運用事業3,758万円につきまして、まず13節委託料、電算業務委託料1,318万2,000円ですが、この委託料は昨年の日本年金機構の個人情報流出問題に端を発した国からの通知に従いまして、市の情報セキュリティ対策を抜本的に強化するとともに、昨年改訂された子ども・子育て支援新制度に対応するために、電算システムを改修するものです。

具体的には、セキュリティ対策の強化の一環として、手のひらの静脈で確認する生体認証等の新たな認証方式を導入するとともに、文書管理や財務会計などの内部情報系システムをインターネットから切り離すための改修などを行うものです。

次に、18節備品購入費、事務用備品費2,439万8,000円ですが、ただいま申し上げました電算業務委託料の改修に必要な認証機器やサーバー等のハードウェアと、それらを動かすためのソフトウェアの購入費です。

なお、これらの電算システムの改修経費につきましては、国から補助金がありますので、

歳入に計上しております。

補正予算書の11ページをお開きください。

国の補助金につきましては、13款2項1目総務費国庫補助金、説明欄3、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金1,035万円と、同じページの一番下にあります説明欄1、子どものための教育・保育事業費補助金81万円を計上しております。

また、補正予算書の14ページをお開き願いたいと思います。

ただいまのセキュリティー対策の強化につきましては、地方債の対象となりますので、20款1項1目総務債、説明欄1、情報セキュリティ強化対策事業債1,030万円を計上しております。

なお、この事業につきましては、6ページに記載のとおり全額を繰り越しいたします。若干単数調整をしていますので、数字は若干違いますが、基本的には全額繰り越しということになります。よろしくお願いします。

○委員長（伊藤 保） 市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） それでは、市民生活課から議案第9号について、市民生活課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の11ページをお開きください。

歳入になります。

13款2項1目1節総務管理費国庫補助金、説明欄1の個人番号カード交付事業費補助金1,139万3,000円ですが、マイナンバー制度における個人番号カードの交付に係る事業費の補助金となります。地方公共団体情報システム機構へ個人番号カードの作成等関連業務の委任経費に対する補助金で、国の再算定の通知に基づき計上いたしました。

次に、補正予算書の16ページをお開きください。歳出になります。

2款3項1目19節負担金補助及び交付金、説明欄1の住民基本台帳事務費1,139万3,000円は、通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金で、個人番号カードの作成等の委任事務で、地方公共団体情報システム機構へ支払う交付金です。国の再算定の数値に基づき、先ほどの歳入と同額を計上いたしました。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

米本弥一郎委員。

○委員（米本弥一郎） 先ほど補足説明の中で、基金が135億円余りあるということで、これは貯金というふうに考えていいんだろと思いますが、補正予算書の26ページ、27年度末現在高見込額ということで、地方債が285億7,288万円となっております。この見込額の中には、交付税措置されるようなところもあると思うので、実際に旭市がこれから返していかなければならない地方債の金額をお伺いします。

○委員長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（林 清明） 285億7,288万円のうち、実質的に市が負担する分ということでお答えいたします。

この起債のうちの82.8%が交付税算入見込みということでありますので、残りの17.2%、49億511万9,000円、これが実質負担の見込みであります。

○委員長（伊藤 保） 米本弥一郎委員。

○委員（米本弥一郎） 第3次行政改革アクションプランの財政シミュレーションというのがございまして、昨年の平成27年1月27日現在なんですが、それによりますと地方債の期末残高は平成30年度をピークにだんだん減少、これから30年度まで少しずつ増えて、30年度に300億円を超えて、その後減少という傾向になっていくというシミュレーションです。

一方、基金の総額につきましては、平成28年度をピークにだんだん減少していくというシミュレーションになっていますが、この傾向については今のところ変わらないという見込みでいらっしゃるのかどうかお伺いします。

○委員長（伊藤 保） 米本弥一郎委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） まず起債ですが、起債が平成30年度ピークというのは、庁舎を平成30年までということで見込んでいた時代のものです。したがって、今ちょっと庁舎が遅れるのかなという中で、このピークが平成30年から31年とか、32年にずれる可能性があるということです。基金のほうは、平成28年度予算では基金を取り崩さない予算が作れました。シミュレーションの中では、30年ぐらいから危なくなるよということでありますので、今後の予算次第、事業次第というところではありますけれども、基本的には地方交付税が減っていく中で、基金の繰り入れが出てくるだろうということで考えれば、基金の部分は29年ないし30年ぐらいからは減っていくというふうに考えております。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて議案第11号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 議案第11号につきましては、本会議におきまして補足説明したとおりでございます。特にここでは追加して説明する部分はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 質疑はありますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 議案第12号につきましても、本会議でご説明申し上げたとおりでございます。この場では特に補足する内容はございません。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 議案第13号につきましても、本会議で補足説明申し上げたとおりでございます。この場では特に補足内容はございません。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） この議案に関しましても、本会議で補足説明させていただいたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） この議案に関しましても、本会議での補足説明のとおりでございます。よろしくお願いします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

続いて、議案第16号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 議案第16号ですが、本会議で説明させていただいた以外に若干補足させていただきます。

議案の第2条をご覧ください。

第2条につきましては、設立団体からの出資財産が不要になった場合に、市に納付すべき重要な財産について定めるということになります。その手続きですが、市長の認可が必要な財産は、帳簿価格が50万円以上のものとなっております。この50万円以上という価格ですが、国の独立行政法人等の例を参考に定めたものでございます。

続きまして第3条ですが、独法化後に中央病院が取得した財産に対して定める規定になります。旭市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に準じたものとなっております。

なお、これらの規定により市長が処分の認可をしようとするときは、評価委員会の意見を聞くとともに議会の議決を経なければならないとされております。

以上でございます。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第16号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第16号の質疑を終わります。

続いて、議案第17号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 議案第17号は、本会議で補足説明させていただいたとおりです。よろしくお願いします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第17号の質疑を終わります。

続いて、議案第19号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 議案第19号につきましても、本会議で補足説明申し上げたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

米本弥一郎委員。

○委員（米本弥一郎） それでは、お伺いします。

現在、消費生活センターは事業をされていると思うんですが、それはどのような形で運営されているのかお伺いします。

○委員長（伊藤 保） 米本弥一郎委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 消費生活センターは、形としてございます。今回、国のほうの法改正があつて、新たにきちんと位置づけるということになりました。それまでは消費生活に関することというような形で、そこの中の一環として実施してきておりましたので、その辺を明確にしたということになります。

○委員長（伊藤 保） 米本弥一郎委員。

○委員（米本弥一郎） そうしますと、この条例ができると全く変わらないのか、変わる部分もあるのか。ちょっとそこだけお尋ねします。

○委員長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 19の中に消費生活センターの事務ということで、これを所掌事務として商工観光課に明確化にするということがあります。ここの改正は行いました。今までは規則の中で規定していたもの、これを新たに運営ということをきちんと条例化したということになります。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第19号の質疑を終わります。

続いて、議案第20号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 議案第20号につきましても、本会議で補足説明申し上げたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第20号の質疑を終わります。

続いて、議案第21号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 議案第21号につきましても、本会議で補足説明申し上げたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第21号の質疑を終わります。

続いて、議案第22号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 議案第22号につきましても、本会議で補足説明申し上げたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第22号の質疑を終わります。

続いて、議案第23号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 議案第23号につきましても、本会議で補足説明申し上げたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第23号の質疑を終わります。

続いて、議案第24号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 議案第24号につきましても、本会議で補足説明申し上げたとおりで

ございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第24号の質疑を終わります。

続いて、議案第25号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 議案第25号につきましても、本会議で補足説明申し上げたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第25号の質疑を終わります。

続いて、議案第26号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 議案第26号につきましても、本会議で補足説明申し上げたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第26号の質疑を終わります。

続いて、議案第27号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 27号につきましても、本会議で補足説明申し上げたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第27号の質疑を終わります。

続いて、議案第28号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 議案第28号につきましても、本会議で補足説明申し上げたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第28号の質疑を終わります。

続いて、議案第29号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 議案第29号につきましても、本会議で補足説明申し上げたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第29号の質疑を終わります。

続いて、議案第30号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 本議案につきましては、本会議で補足説明をさせていただきました。特にありません。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第30号の質疑を終わります。

続いて、議案第31号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
税務課長。

○税務課長（林 利夫） 議案第31号につきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第31号の質疑を終わります。

続いて、議案第36号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） 議案第36号につきましても、本会議で補足説明したとおりです。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第36号の質疑を終わります。

続いて、議案第39号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
消防長。

○消防長（品村順一） 議案第39号につきましては、本会議で補足説明申し上げたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第39号の質疑を終わります。

続いて、議案第40号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 本議案につきましては、本会議で補足説明をさせていただいたとおりでございます。特に補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いします。
（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第40号の質疑を終わります。

続いて、議案第43号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
税務課長。

○税務課長（林 利夫） 議案第43号につきましても、本会議でご説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第43号の質疑を終わります。

続いて、議案第45号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
消防長。

○消防長（品村順一） 議案第45号につきましては、本会議で補足説明申し上げたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第45号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（伊藤 保） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成28年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、平成28年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、旭市行政不服審査会条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、旭市職員の退職管理に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、総合病院国保旭中央病院の地方独立行政法人移行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院への職員の引継ぎに関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院に係る重要な財産を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、旭市病院事業債管理特別会計条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、旭市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例

の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号、旭市証人等に対する費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号、旭市東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第36号、旭市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方

の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第39号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議案第40号、旭市総合計画審議会条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 賛成多数。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議案第43号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第43号は承認することに決しました。

議案第45号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（伊藤 保） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（伊藤 保） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） それでは、お手元にお配りしております平成27年度実施事務事業評価結果概要とありますA 4サイズの5ページの資料をご覧になっていただきたいと思います。

平成27年度に実施しました事務事業評価の結果の概要についてご報告申し上げます。

事務事業評価につきましては、事業コストや活動の実績、成果を点検し、事業の見直しやコスト削減余地の有無等を検証するもので、平成22年度から継続的に実施しております。今年度につきましては、平成26年度に実施した事業の中から81の事業を対象として評価を実施いたしました。評価に当たりましては、改善策等の実効性に重点を置き、担当課による評価を実施し、その後、一部の事業につきましては、行政改革推進委員会による外部評価、それから市長を中心とする内部組織で二次評価を実施しております。その結果を取りまとめたものが中央の表でございます。

中央の表をご覧いただきたいと思います。

この表では、評価結果としまして、表の上段であります、平成28年度予算へすぐに反映で来た事業が13事業あります。その効果額としましては1,315万1,000円の削減効果となりました。

その内訳としましては、表2段目のコストを削減した事業が9事業で、効果額が743万2,000円の削減。次に、事業の拡大によるコストが逆に増加した事業が2事業で、効果額が151万2,000円の増加。次に、休止・廃止した事業が2事業で、効果額が723万1,000円の削減となりました。

また、それ以外の68事業につきましては、表の5段目以降にありますが、翌年度以降の予算反映を目指すための今後の方向性として、コスト削減可能な事業が20事業、現状維持の事業が38事業、事業拡充の事業が10事業と、以上の結果となりました。

今後につきましても、評価結果に基づく改革改善策の具体化、事務事業の見直しや予算への反映を通じまして、市の行財政運営の改善に役立て、市民サービスの向上に努めていきたいと考えております。

なお、2 ページ以降につきましては、評価事業の一覧がございますので、後ほどご覧になっていただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（伊藤 保） ありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（伊藤 保） ここで執行部は退室してください。大変ご苦勞さまでございました。しばらく休憩をいたします。

休憩 午後 2 時 1 2 分

再開 午後 2 時 1 5 分

○委員長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

閉会中の所管事務調査申出書の件

○委員長（伊藤 保） 私のほうより 1 点ご協力をお願いいたします。

案件ですが、当委員会の行政視察等についての手続きについてであります。

お手元に配付いたしました申出書案をご覧いただきたいと思います。

本委員会の行政視察については、本会議において、委員会の閉会中の継続審査とする旨の議決をいただく必要がございます。

ついては、閉会中でも委員会の継続審査として行政視察が実施できるよう、議長に申し出を行い、本会議で所要の手続きをお願いするものでございます。

調査事項については、地方自治法第109条第2項で規定されております常任委員会の部門

に属する事務に関する事項とされるもので、2枚目になりますが、委員会条例第2号の別表の所管事務となるものであります。

それでは、この申し出を議長に提出したいと思いますが、これにご異議ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(伊藤 保) ご異議ないようでございますので、そのようにさせていただきます。

○委員長(伊藤 保) 以上で審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時17分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 伊 藤 保